

横浜市水道局西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）に係る
設計・施工・運営一括型総合評価落札方式実施要綱

制 定 令和 2 年 1 月 22 日 局長 決裁
最近改正 令和 2 年 7 月 27 日 局長 決裁

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市水道局西谷浄水場排水処理施設（以下「処理施設」という。）の更新工事の設計及び施工並びに処理施設の運転管理委託（以下、総称して「更新・運営事業」という。）を一括して発注し、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）から工事目的物の性能、機能及び施工技術並びに運営に係る設計段階からの提案（以下「技術提案」という。）を募集し、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする一般競争入札（以下「設計・施工・運営一括型総合評価一般競争入札」という。）を実施するに当たり、工事請負契約に係る横浜市請負工事等総合評価落札方式実施要綱（平成 20 年 3 月 31 日 行契一第 4448 号）の特例及び委託契約に係る事項その他必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計・施工・運営一括型総合評価落札方式 設計・施工・運営一括型総合評価一般競争入札により落札者を決定する方式をいう。
- (2) 発注支援部署 政策局共創推進室共創推進課及び財政局公共施設・事業調整室公共施設・事業調整課をいう。

（総合評価）

第 3 条 処理施設更新・運営事業に係る設計・施工・運営一括型総合評価一般競争入札（以下「本入札」という。）においては、民間事業者による技術提案及び入札価格を一体として評価する。

- 2 本入札において、技術提案と併せて、入札参加者の設計・施工・運営に係る計画策定能力及び実現力並びに社会性・信頼性も評価することが妥当と認められる場合には、評価項目とすることができる。

（設計・施工・運営一括型総合評価落札方式による評価の方法）

第 4 条 設計・施工・運営一括型総合評価落札方式による評価の方法は、入札参加資格を満

たす者（以下「入札者」という。）が提出した技術提案並びに入札者の設計・施工・運営に係る計画策定能力及び実現力並びに社会性・信頼性（以下「技術提案等」という。）に関する資料（以下「技術資料」という。）に基づき算出した点数（以下「加算点」という。）を100で除し、60（技術評価比重）を乗じた値（以下「技術評価点」という。）と入札者のうち最も低い入札価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。入札者のうち最も低い入札価格が調査基準価格を下回る場合は、調査基準価格とする。）を当該入札者の入札価格（当該入札者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、調査基準価格とする。）で除し、40（価格評価比重）を乗じた値（以下「価格評価点」という。）の合計の数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

技術評価点＝加算点／100×60（小数点第5位以下切捨て）

価格評価点＝入札者のうち最も低い入札価格／当該入札者の入札価格×40（小数点第5位以下切捨て）

評価値＝技術評価点＋価格評価点

（学識経験を有する者の意見聴取）

- 第5条 設計・施工・運営一括型総合評価落札方式の実施に当たっては、令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、設計・施工・運営一括型総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするときに、あらかじめ、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）2人以上の意見を聴く（以下「意見聴取」という。）ものとする。
- 2 当該落札者決定基準に基づき落札者を決定しようとするときは、第13条第1項に規定する技術提案等の審査後に前項で意見聴取した学識経験者に意見を聴くものとする。
 - 3 前項の意見聴取は、学識経験者から特に要請された場合には、評価値の算出後に行うものとする。
 - 4 第2項の意見聴取において学識経験者から異議が出た場合には、第17条に規定する設計・施工・運営一括型総合評価落札方式審査確認委員会の審議に付するものとする。
 - 5 第1項、第2項及び第3項の意見聴取は、原則として学識経験者ごとに行うものとする。

（落札者決定基準の決定）

- 第6条 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、前条第1項の意見聴取の結果を考慮し、落札者決定基準を決定するものとする。
- 2 前項の落札者決定基準の決定に当たっては、別に定める横浜市水道局西谷浄水場再整備事業等総合評価落札方式技術評価委員会（以下「評価委員会」という。）の審議に付して決定するものとする。

(実施要領書)

第7条 管理者は、あらかじめ技術資料についての評価方法、落札者決定基準等の詳細を定めた西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）に係る設計・施工・運営一括型総合評価落札方式実施要領書（以下「実施要領書」という。）を定めるものとする。

2 実施要領書には次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 設計・施工・運営一括型総合評価一般競争入札を適用する理由
- (2) 技術提案を求める範囲
- (3) 求める技術資料及びその他管理者が必要と認める資料（以下、総称して「提出資料」という。）の内容及び提出期限
- (4) 技術資料の評価項目及び評価基準
- (5) 提出資料の要求要件及び欠格事項
- (6) 技術提案等の内容に基づいて積算した価格をもって応札すること
- (7) 落札者の決定基準及び決定方法
- (8) 提出資料のヒアリングに関する事項
- (9) 設計・施工・運営一括型総合評価落札方式での評価結果等が公表されること
- (10) 技術提案等が達成されなかったときの取扱い
- (11) 技術提案及び提出資料の責任の所在
- (12) 予定価格及び調査基準価格に関する事項
- (13) その他必要と認める事項

(技術提案を求める範囲)

第8条 前条第2項第2号に定める技術提案を求める範囲は、民間事業者の技術・ノウハウや創意工夫の活用が適当と認められるものの中から設計、施工及び運営の特性に応じて管理者が定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる提案については、原則として技術提案の範囲に含まれないものとする。

- (1) 工期の延長が不可避である提案
- (2) ライフサイクルコストが増大すると予想される提案
- (3) 関連工事・周辺工事に許容できない影響を与えると予想される提案
- (4) 騒音・振動等、周辺環境へ許容できない影響を与えると予想される提案
- (5) 別に定める本入札における要求水準を満たさない提案

3 第1項により技術提案を求める範囲を実施要領書に明示する際において、入札参加者からの技術提案等をもとに予定価格を定める場合にはその旨をあわせて明示するものとする。

(責任の所在)

第9条 本市が技術提案等を適正と評価した場合においても、技術提案等を行った契約の相手方の責任が軽減されるものではない旨を実施要領書に記載するものとする。

(調達公告に掲げる事項)

第10条 管理者は、設計・施工・運営一括型総合評価落札方式を実施する際には、調達公告(入札説明書を含む。以下同じ。)において、横浜市水道局契約規程(平成20年3月水道局規程第7号)第2条において準用する横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号。以下「契約規則」という。)第8条第2項に規定する事項に加えて、次の事項についても掲げなければならない。

- (1) 設計・施工・運営一括型総合評価一般競争入札による旨
- (2) 落札者の決定基準、提出資料の作成及び提出のために必要な事項並びに提出資料のヒアリングに関する事項等について、実施要領書に記載があること
- (3) 予定価格及び調査基準価格に関する事項
- (4) 技術提案等及び応札価格に関する事項について、実施要領書に記載があること

(入札参加資格の確認)

第11条 管理者は、調達公告に定める提出書類等により、入札参加資格確認申請者が調達公告において定めた入札参加資格を満たす者であるかを確認し、調達公告に定める日までにその結果を通知するものとする。

(提出資料のヒアリング)

第12条 管理者は、必要に応じて入札者の提出資料についてヒアリングを実施することができる。

(技術提案等の審査及び評定)

第13条 管理者は、入札者から提示された技術提案等について、設計、施工及び運営の確実性、安全性、経済性等を考慮して審査を行うものとする。

- 2 管理者は前項の審査により、入札者から提示された技術提案等を採用した場合、契約内容に合致した確実な設計、施工及び運営を行うことができないと認めるときは、当該技術提案等を不採用とすることができる。
- 3 管理者は、調達公告及び実施要領書(以下「調達公告等」という。)において掲げた技術資料の評価基準に基づき、技術資料の評定を実施し、技術評価点を算出するものとする。
- 4 管理者は、技術提案等の審査及び評定について、原則として評価委員会の審議に付した上で、技術評価点の決定を行うものとする。

(落札予定者の決定)

第14条 管理者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす入札者のうち、評価値の最も高い者を落札予定者とする。こととする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - (2) 入札者の提出資料が、実施要領書で定める欠格要件のいずれにも該当していないこと。
- 2 前項の評価値で最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札予定者を定めることとする。
- 3 前項の場合においては、令第167条の9後段の規定を準用する。

(落札者の決定)

第15条 管理者は、落札予定者の申込みに係る価格が横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定で準用する横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59条）第13条の2に規定する調査基準価格を下回らなかった場合、当該落札予定者を落札者として決定するものとする。ただし、当該落札予定者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回る場合の取扱いは、横浜市水道局西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）に係る設計・施工・運営一括発注方式実施に関する取扱要綱によるものとする。

- 2 前項において第5条第2項及び第3項の意見聴取を行った場合は、その結果を考慮し、当該落札予定者を落札者として決定するものとする。ただし、学識経験者から異議が出た場合には、第17条に規定する設計・施工・運営一括型総合評価落札方式審査確認委員会の審議に付して、落札者を決定するものとする。
- 3 管理者は、第1項の規定により落札者を決定するにあたり、評価委員会の審議に付すことができる。

(評価結果等の公表)

第16条 管理者は、落札者を決定したときは次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 落札者
- (2) 落札者を決定した理由
- (3) 入札者の評価結果

(設計・施工・運営一括型総合評価落札方式審査確認委員会)

第17条 財政局公共施設・事業調整室公共施設・事業調整課は、設計・施工・運営一括型総合評価落札方式審査確認委員会（以下「審査確認委員会」という。）を設け、第5条第4項及び第15条第2項ただし書における審議のほか、設計・施工・運営一括型総合評価落札方式の審査確認に関して必要な事項について審議するものとする。

- 2 審査確認委員会の詳細は、設計・施工・運営一括型総合評価落札方式審査確認委員会設置要綱によるものとする。

(施工方法等)

第18条 落札者は、提出資料に基づいて設計及び施工するものとし、提出資料に係る部分についての変更は原則として行わないものとする。

2 落札者が設置する特別目的会社は、提出資料に基づいて運営するものとし、提出資料に係る部分についての変更は原則として行わないものとする。

(技術提案の使用及び保護)

第19条 技術提案については、その後の設計、施工及び運営において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、知的財産権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

(技術提案等が達成されなかったときの対応等)

第20条 入札者の提出資料に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、横浜市指名停止等措置要綱(平成16年4月1日決裁)の規定に基づき指名停止等を行うものとする。

2 落札者の技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、落札者は本市の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

3 前項の場合、落札者が履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額に、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額を違約金の額とする。

(総合調整)

第21条 設計・施工・運営一括型総合評価落札方式の実施に当たり、総合的な調整等については管理者及び発注支援部署が行い、調整等を行うに当たり必要な事項については双方の協議の上、決定することとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月27日から実施する。